

令和 7 年度奄美群島移住・定住促進事業
奄美群島移住体験ツアー実施事業補助金募集要領

1 趣旨

この要領は、奄美群島広域事務組合補助金等交付規則(奄美群島広域事務組合規則第 16 号。以下「規則」という。)に基づき、奄美群島移住体験ツアー実施事業補助金の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本補助金の目的は、奄美群島への移住・定住を検討している者、または田舎暮らしに興味・関心のある者に対して、農漁業体験、伝統文化体験、地元住民及び先輩移住者との交流などを通して、島暮らしの魅力を体験できる機会を提供することにある。

3 交付対象

交付対象は、規則第 4 条及び、上記の目的のために奄美群島外からの移住希望者の誘致促進及び島民との関係作りを後押しし、移住につながる成果が奄美群島に還元されることが見込める個人、企業・団体等に交付するものとする。ただし、以下の要件を備えていること。

- (1) 個人の場合は、奄美群島内に居住し、市町村民税等の滞納が無いこと。
- (2) 企業・団体の場合は、事務所を奄美群島内に有し、かつ代表者が奄美群島内に居住していること。また、居住する市町村において、市町村民税等の滞納が無いこと。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア) 宗教団体や政治活動を目的とする法人及び団体
 - イ) 暴力団または暴力団員の統制下にある法人及び団体

4 対象事業

- (1) 現地ツアーを開催するにあたり以下のいずれかのメニューを盛り込むこと、かつ参加者は奄美群島外の居住者であること。
 - ア) 地域ごとの住まいや仕事事情等の移住に関する基本的情報の提供
 - イ) 先輩移住者や地元住民との交流
 - ウ) 農林漁業体験や伝統文化体験など、地域の特徴を生かした体験メニュー
- (2) ウェブ等を利用したオンライン交流を開催するにあたり以下のいずれかのメニューを盛り込むこと、かつ参加者は奄美群島外の居住者であること。
 - ア) 地域ごとの住まいや仕事事情等の移住に関する基本的情報の提供
 - イ) 先輩移住者や地元住民との交流

5 募集期間

令和7年6月2日（月）～令和7年6月27日（金）17時 必着

※上記締切日時を超えて提出された応募書類については、いかなる理由があっても受理できませんので、郵送などに要する日数に十分ご注意のうえ、提出してください。

6 補助金額

補助金は、事業費から受益者負担を差し引いた額が対象で、上限は15万円とする。

- (1) 現地ツアーまたは現地ツアー及びオンラインツアーの併用で開催する場合、1個人・団体当たり15万円を限度額とする。
- (2) オンラインツアーを開催する場合、1個人・団体当たり7万円を限度額とする。

7 対象となる経費

対象となる経費は現地ツアー及びオンラインツアーを進めるうえで必要かつ最も効率的な経費のことであり、**交付決定日～令和8年3月4日（水）**までに支払いが完了している経費をいう。

※クレジットカードの場合は、引き落とし日とする（決済日・使用日ではない）。対象となる経費は以下のとおりとする。

(1) 現地ツアーを開催する場合

- ア) ツアーガイド、先輩移住者、地元受入者及び団体等への謝金（※1）
- イ) 島内交通費（バス、タクシー、レンタカー借上料等）（※2）
- ウ) 施設入場料、体験料
- エ) 会場使用料
- オ) 広告宣伝費（チラシ等）
- カ) 消耗品費
- キ) 保険料
- ク) 事務局旅費（加計呂麻島・請島・与路島でツアーが開催される場合のみ。積算等については、別紙3を参照）
- ケ) その他、管理者が必要と認める経費

(2) オンラインツアーを開催する場合

- ア) ツアーガイド、先輩移住者、地元受入者及び団体等への謝金（※1）
- イ) 会場使用料
- ウ) 広告宣伝費（チラシ等）
- エ) 消耗品費
- オ) 機材リース料
- カ) 返礼品送料
- キ) その他、管理者が必要と認める経費

※1…謝金の対象については以下の点について注意すること。

- ①士業及び大学教授及びこれに準ずる者やコーディネーター等、事務局がその専門性について認めた者・団体に対して、1時間当たり6,100円以内とします。
- ②上記以外の者については、1時間当たり3,900円以内とします。

※2…レンタカーの借り上げについては、申請者・団体等が借受け、運転すること。また、道路運送法に規定する旅客自動運送事業に基づき、主催者の送迎サービスが無いこと等の明記を必ず行うこと。なお、レンタカーに係るガソリン代は含めないものとする。

8 補助対象外経費

次の経費は対象外とする。また、収支予算書等へ記載しないことを明記する。

- (1) 宿泊費
- (2) 飲食費
- (3) 人件費
- (4) ツアー実施事業のみに使用されているものと明確に区分できない経費
例：電話料金、光熱水費、ガソリン代 等
- (5) 参加者が現地ツアー実施中に住民票を奄美群島内に移した日以降の経費

9 応募書類

〈全応募者共通 必須提出書類〉

- (1) 補助金交付応募書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（別紙1）
- (3) 収支予算書（別紙2）
- (4) 市町村民税の滞納がないことの証明書（納税証明書・完納証明書等）

〈企業・団体が申請する場合に必要な追加書類〉

- (1) 企業・団体の役員名簿（※3）
- (2) 企業・団体の目的および組織（※3）
- (3) 企業・団体の収支決算書および事業報告書（※3）
- (4) 代表者の市町村民税の滞納がないことの証明書（納税証明書・完納証明書等）

※3…企業・団体の総会資料でも可

10 審査・選考方法

上記交付申請において予算の範囲以上に応募があった場合、以下の方法にて審査・選考を行う。ただし、審査・選考過程は非公開とし、審査内容や経過の問い合わせ、異議申し立ては受け付けません。

- (1) 移住体験ツアーを実施するにあたり、対象事業及び補助金額の内容を含めた事業計画書になっているか。
- (2) 移住体験ツアーの実施手段や実施体制が組まれているかどうか。

- (3) 補助を受けることでより充実した移住体験ツアーが行える収支予算書になっているか。
- (4) 上記内容を基に、審査得点が高い順に採用します。

11 補助金の交付申請

選考の結果、採択された個人、企業・団体は、次の「補助金交付申請書類」を提出すること。

- (1) 補助金等交付申請書（別記第 1 号様式）
- (2) 事業計画書（別紙 1）
- (3) 収支予算書（別紙 2）

12 事業計画の変更

対象事業の計画に変更が生じた場合、規則第 10 条に基づき、計画変更承認申請（別記第 4 号様式）を提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 当初申請した補助金の交付に要する予算の 3 割以上の金額を変更するとき。
- (2) 対象事業の内容に変更が生じたとき。
- (3) 対象事業の中止になったとき。

13 報告等

規則第 14 条に基づき、対象となる事業が完了してから 30 日以内または令和 8 年 3 月 11 日（水）のいずれか早い日までに、次の「実績報告書類」を提出していただきます。

- (1) 実績報告書（別記第 9 号様式）
- (2) 事業実績書（様式自由）
- (3) 収支精算書（別記第 2 号様式）
- (4) 対象経費の支出を証する帳票等（領収書・受領書等）の写し
- (5) 事業実施に関する写真、事業で作成した成果物（チラシ）等

14 補助対象経費の請求及び請求期間

規則第 16 条に基づき、補助事業者が補助金を請求しようとする場合、請求書（別記 11 号様式）を提出しなければならない。また、概算払いを必要とする場合は、補助金概算払申請書（別記第 12 号様式）に請求書を提出しなければならない。

15 お問い合わせ先

〒894-0026

鹿児島県奄美市名瀬港町 15-1

奄美群島広域事務組合 観光・物産係 児玉

TEL：0997-52-6032 ／ メール：uio@amami.or.jp